

令和7年10月8日

旭川市長 今津寛介様

旭川市公立大学法人評価委員会
委員長 五十嵐敏文

公立大学法人旭川市立大学中期目標の変更（案）に対する意見について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により市長が定める公立大学法人旭川市立大学に係る中期目標について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、旭川市公立大学法人評価委員会として以下のとおり会議を開催し審議した結果、別紙の公立大学法人旭川市立大学中期目標の変更（案）を適当であると認めます。

○旭川市公立大学法人評価委員会の開催状況

開催日	中期目標の変更（案）に対する意見	その他
令和7年10月1日から 令和7年10月7日まで	・特段の意見等なし	・年度ごとの評価では、新学科に関する事業の成果をより多く記載していただきたい。